

庁議記録（令和3年12月8日開催分）

《その他事項》

◆令和3年度確定申告相談について

（総務部）

令和3年度の確定申告相談は、昨年度と同様に完全予約制とする。ただし、感染防止の観点から窓口受付を廃止し、ウェブと電話のみの予約受付とする。予約受付期間は12月20日から3月15日とする。

また、予約が殺到する12月20日からの7日間はコールセンターで予約を受付し、1月4日以降は税務課にて受付対応する予定である。

なお、確定申告相談は休庁日を除き、令和4年2月7日から3月15日の25日間とする。

◆職員（会計年度任用職員を含む。）の特別休暇の取扱いについて

（市長公室）

人事院規則の改正（令和3年人事院勧告に基づく改正）に準じ、令和4年1月1日から特別休暇（有給）の取扱いを改正するもの。

特別休暇として正職員及び会計年度任用職員ともに不妊治療休暇を新設し、会計年度任用職員に対し配偶者出産休暇、育児参加休暇を新設し、産前休暇、産後休暇を無給休暇から有給休暇へ変更した。